

※よくある質問を追加しました。また、Q4-5、Q6-9を修正し、Q5-1を追加しましたのでご確認ください。(6月25日更新)

## 芸術文化活動支援事業「アートにエールを！東京プロジェクト（ステージ型）」に関するQ&A

### よくある質問（6月25日追加）

#### （対象となる団体について）

**追加Q1** 団体が法人である必要がありますか。また、任意団体は対象となりますか。

追加A1 募集要項3（1）「対象となる団体」の要件を満たしていれば、団体が法人である必要はなく、任意団体であっても構いません。ただし、構成人数は3名以上とします。

#### （対象となる企画について）

**追加Q2** 映画の上映は企画の対象になりますか。

追加A2 映画の上映そのものは公演には該当しないため、対象外となります。

#### （応募について）

**追加Q3** 令和2（2020）年2月以降に東京都内の劇場・ホール等で予定していた公演が中止・延期となったことがわかる資料（様式③）について、メールでのやり取りなども認められますか。

追加A3 応募団体名で当該公演を行うために都内の劇場・ホール等を予約した事実及びキャンセルした事実が確認できるもの（形式は不問）を提出してください。メールでのやり取りも認められます（予約した会場から団体への受付メールの写しなど）。

**追加Q4** 国や他の地方自治体などからも助成金等の交付を受けて実施する企画の応募は可能ですか。

追加A4 応募可能です。東京都生活文化局及び公益財団法人東京都歴史文化財団から補助金、支援金、助成金、委託費等が支給されている事業又は支給が予定されている企画は対象外となりますが、それ以外の機関からのものであれば、本事業に応募することは可能です。Q6-9もあわせてご確認ください。本事業への応募によって国や他の地方自治体などからの支給に影響があるかどうかについては、各団体においてご確認ください。

**追加Q5** 応募する企画は、中止・延期した公演と同じ内容でないといけませんか？

追加A5 同じ内容である必要はありません。募集要項4「対象となる公演等」をご確認ください。

**芸術文化活動支援事業**  
**「アートにエールを！東京プロジェクト（ステージ型）」に関するQ&A**

1	事業目的について	.....	P2
2	支援内容について	.....	P2
3	対象となる団体について	.....	P2
4	対象となる企画について	.....	P3
5	制作支援金の支払いについて	.....	P5
6	応募について	.....	P7
7	動画配信について	.....	P9
8	その他	.....	P10

## 芸術文化活動支援事業「アートにエールを！東京プロジェクト（ステージ型）」に関するQ&A

### 1 事業目的について

**Q1—1 この事業の目的について教えてください。**

A1—1 文化の灯を絶やさないための対策として、アーティスト等の個人を対象とした支援に続き、芸術活動団体を対象として支援します。新型コロナウイルス感染症対策の段階に応じて、劇場・ホール等を利用した、無観客や入場制限のある公演等の制作及び配信を支援し、新しい日常における自律的な創作活動を促すとともに、都民が在宅で芸術文化に触れる機会を提供します。

### 2 支援内容について

**Q2—1 今回の募集の支援内容について教えてください。**

A2—1 東京都内を本拠地とする団体（芸術団体、民間の劇場・ホール、中間支援組織、実行委員会等）で、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降に東京都内で予定していた公演が中止・延期となった団体に対し、公演等の制作支援金として企画1件につき200万円を支払います。  
また、企画の上演の様子は、動画撮影し30分程度の動画作品に編集して本事業の専用サイトへ掲載いたしますが、動画撮影・編集に係る手配及び費用負担を『「アートにエールを！東京プロジェクト（ステージ型）」事務局』（以下「事務局」という。）が行います。ご希望があれば、動画撮影・編集を応募団体にて実施いただくことも可能です。動画を配信するにあたり、必要な場合は、事務局が配信についてのアドバイスを行うなどのサポートを行いますので、初めて動画配信を行う団体でも応募いただけます。

### 3 対象となる団体について

**Q3—1 対象となる団体について、令和2年2月以降に東京都内で予定していた公演が中止・延期となった団体とありますが、それ以前の公演が中止・延期となった場合は、支援の対象となりますか。**

A3—1 今回の募集では、令和2年2月以降に新型コロナウイルス感染症拡大の影響により自粛を余儀なくされ、都内の劇場・ホール等で予定していた公演が中止・延期となった東京を本拠地とする団体が対象となるため、それ以前の公演が中止・延期になった団体については対象外となります。

**Q3—2 対象となる団体が、令和2年2月以降に東京都内で予定していた公演が中止・延期となった団体とありますが、令和2年2月以降としているのはなぜですか。**

A3—2 新型コロナウイルス感染症による影響が東京都内へ出始め、東京都の自粛要請等により公演等の実施が困難となった時期を考慮し、令和2年2月以降としています。

**Q3—3 都内の劇場・ホール等で予定していた公演の時期は令和2年2月以降からいつまでを対象としていますか。**

A3—3 公演が中止・延期となっている事実を確認することができれば、いつまでという制約はありません。なお、応募の際には、新型コロナウイルス感染拡大防止により令和2年2月以降に東京都内の劇場・ホール等で予定していた公演が中止・延期となったことがわかる資料（ウェブサイトでの中止・延期の案内ページ、施設へのキャンセル料支払い書類など）の提出が必須となっています。

**Q3—4 中止・延期となった公演には、無料で上演予定であったものも対象となりますか。**

A3—4 原則として有料で上演予定であった公演を対象としています。

**Q3—5 支援対象となる団体について、東京都内を本拠地とする団体であることとなっていますが、要件はありますか。**

A3—5 定款・規約等を有し、団体の意思決定・執行する組織が確立され、会計組織を有している必要があります。また、構成人数は3名以上とします。

**Q3—6 最近、東京都内に本拠地を移しました。今回のステージ型支援に応募できますか。**

A3—6 応募時点で東京都に本拠地のある団体は応募可能ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降に東京都内で予定していた公演が中止・延期となった団体であることが要件となります。

**Q3—7 東京都を本拠地とする団体ですが、今回の企画の上演予定施設が東京都外である場合は対象となりますか。**

A3—7 対象となりません。

**Q3—8 アートにエールを！個人型支援に応募していても、ステージ型支援に応募できますか。**

A3—8 応募可能です。ただし、こちらの募集は、個人が対象ではなく、団体での応募が要件となります。詳細は募集要項をご覧ください。

## 4 対象となる企画について

**Q4—1 無観客で有料によるライブ配信を行う公演も支援の対象となりますか。**

A4—1 対象となります。

**Q4—2 令和2年2月以前に都内の劇場・ホール等で無観客または入場制限して行った公演を撮影・編集した動画は対象となりますか。**

A4—2 今回の募集では、令和2年8月28日（金）～12月31日（木）の間に企画を新たに上演することを条件としているため、対象となりません。ただし、今回新たに制作する動画作品の一部として、既存の動画作品を活用することは可とします。

**Q4—3 ワークショップの実施は対象となりますか。**

A4—3 ワークショップは公演には該当しないため、対象外となります。また、お稽古なども対象外となります。

**Q4—4 劇場・ホール等のバックヤードツアーや公演出演者によるメッセージなどは対象となりますか。**

A4—4 公演には該当しないため、対象外となります。

**Q4—5 上演施設として認められる会場について具体的に教えてください。**

(旧)

A4—5 ~~東京都内の劇場・ホール等（コンサートホール、多目的ホール・スペース、アートスペース・スタジオ、ライブスペース・スタジオ、寄席・演芸場等）など、お客様を入れて公演する場所を対象としています。お客様を入れない稽古場などは、対象外となります。~~

⇒ (新)

A4—5 東京都内の劇場・ホール等（コンサートホール、多目的ホール・スペース、アートスペース・スタジオ、ライブスペース・スタジオ、寄席・演芸場等）など、通常お客様を入れて公演する施設を対象としています。お客様を入れない稽古場などは、対象外となります。ダイニング・ライブバーなどは、上演施設としての機能（照明・音響設備等）を有するステージがあり、飲食を伴わない形式であれば、会場として使用することは可能です。

**Q4—6 会場が仮予約の状態でも応募は可能ですか。**

A4—6 会場が仮予約の状態であっても、応募が可能です。

**Q4—7 複数の演目で構成され数日間に渡って上演される公演で応募する場合、応募の企画数としてはどのようにカウントしますか。**

A4—7 複数の演目で構成される公演を上演日数にかかわらず1つの企画とみなし、1企画とカウントします。

**Q4—8 同一の公演を都内の複数箇所の劇場・ホール等で上演する場合、応募の企画数としてはどのようにカウントしますか。**

A4—8 複数箇所の劇場・ホール等で上演する公演を1つの企画とみなし、1企画とカウントします。

**Q4—9 過去に上演したことのある公演をあらためて上演する場合は応募することはできますか。**

A4—9 今回、あらためて上演する企画であれば、再演であっても応募が可能です。

**Q4—10 中止・延期になった公演会場と同じ都内の劇場・ホール等で上演しなければなりませんか。**

A4—10 東京都内の劇場・ホールであれば、中止・延期になった公演と同じ施設での上演である必要はありません。

**Q4—11 12月末までに上演できない場合、どうすればよいでしょうか。**

A4—11 今回の募集は、令和2年8月28日（金）～12月31日（木）までに上演する企画を対象としていますので、ご応募いただけません。

**Q4— 12 12月末に上演したい場合、動画編集が令和3年1月以降になりますが、応募できますか。**

A4— 12 今回の募集は、令和2年8月28日（金）～12月31日（木）までに上演する企画を対象としていますので、ご応募いただけます。なお、企画の上演後2か月以内（最終期限は令和3年2月末まで）に「YouTube」へアップロードをしていただきますようお願いします。

**Q4— 13 動画撮影・編集に関する支援だけを利用することは可能ですか。**

A4— 13 今回の募集では企画の上演を要件としているため、動画撮影・編集に関する支援のみの利用はできません。

**Q4— 14 入場制限を設けて上演する場合に、何か条件はありますか。**

A4— 14 いわゆる「3密」を避け、換気、手洗い、うがい、消毒を徹底し、人と人との距離を空けるなど、「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」（公益社団法人全国公立文化施設協会）に定める新型コロナウイルス感染症拡大防止に十分留意した実施方法であることが条件となります。なお、上演の際だけではなく、企画の制作環境においても同様となります。

※「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」

[https://www.zenkoubun.jp/covid\\_19/files/0525covid\\_19.pdf](https://www.zenkoubun.jp/covid_19/files/0525covid_19.pdf)

**Q4— 15 チケットを販売することは可能ですか。また、その場合、制作支援金からチケット収入を差し引かなくてはなりませんか。**

A4— 15 チケットを販売し、観客を動員することは可能です。また、チケット収入など他の収入に関わらず公演等の制作支援金として、企画1件につき200万円を支払いますので、チケット収入を差し引く必要はありません。

**Q4— 16 公演のHP、チラシ、ポスターを作成して告知を行ってもよいですか。**

A4— 16 作成、告知共に可能です。

## 5 制作支援金の支払いについて

**Q5— 1 採択後、制作支援金の支払いに必要な書類はどのようなものになりますか。また、押印が必要な書類も教えてください。**

- A5—1 詳細は採択後に説明しますが、以下の書類提出を予定しています。
- ・説明会内容同意書兼支払金口座振込依頼書（押印したもの）  
※団体名と口座名が一致しない場合は、「委任状（押印したもの）」の提出も必要となります。
  - ・様式①企画申込書・概要書（押印したもの）
  - ・様式④誓約書（押印したもの）
  - ・企画の上演実施体制等が確認できる書類（会場の確保等に関する書類等）など
  - ・本部事務局が東京都内に存在することを証明する公的書類
- 【法人の場合】  
「定款」及び原則として「登記簿謄本」又は「履歴事項全部証明書」
- 【任意団体の場合】  
「団体規約」又は「会則」等及び下記①②のいずれか
- ①「団体規約」又は「会則」等に記載されている本部事務局の所在地が団体の構成員の居住地と一致する場合は、当該構成員本人の住所が記載された証明書類（個人番号カード、個人番号通知カード、住民票又は住民票記載事項証明書、運転免許証、健康保険証、パスポート、各種福祉手帳等）
  - ②「団体規約」又は「会則」等に記載されている本部事務局の所在地が、団体の構成員の居住地ではない場合は、賃貸契約書等、団体の本部事務局が当該の場所にあることを証明する書類
- Q5—2 200万円の制作支援金は、いつ支払われますか。**
- A5—2 採択決定後、企画の上演実施体制等（会場の確保等）が確認できた段階で、制作支援金を支払います。なお、制作支援金の支払いにあたっては、別途必要な書類を提出していただきます。原則、上演の1か月前を目途にお支払いすることを予定していますが、採択から上演までの期間が短い場合は、上演後のお支払いとなってしまう場合もありますので、ご了承ください。
- Q5—3 複数の団体が連携して1つの公演を企画し上演した場合、制作支援金はいくら支払われますか。**
- A5—3 複数の団体による連携企画は1企画とカウントしますので、支払われる制作支援金は200万円です。
- Q5—4 振込日は指定できますか。**
- A5—4 振込日の指定はできません。制作支援金の支払い日は月2回程度を予定しています。支払いに必要な書類を提出していただき、書類が整い次第、お支払いします。
- Q5—5 制作支援金の振込口座名義と応募団体名が一致している必要はありますか。**
- A5—5 制作支援金の振込口座名義と応募団体名が一致しない場合は、その振込口座と応募団体の関係がわかる書類や委任状等の書類の提出が別途必要となります。
- Q5—6 200万円の制作支援金は消費税の課税対象となりますか。**
- A5—6 消費税は不課税となります。
- Q5—7 200万円の制作支援金の用途には制限がありますか。対象経費などがあるのでしょうか。**
- A5—7 公演制作に係る出演料や会場使用料のほか舞台・音響・照明などの諸経費を含めた内容を想定していますが、対象経費などの制限は特にありません。

## 6 応募について

### Q6—1 応募書類はどこから入手できますか。

A6—1 応募に必要な書類の様式は、本事業の専用サイトよりダウンロードしてください。様式のない書類もありますので、応募要項をよくご確認のうえ、ご応募ください。

### Q6—2 応募するにはどのようにすればよいですか。

A6—2 本事業の専用サイトに掲載の募集要項・応募規約をご確認のうえ、ご応募ください。

※「アートにエールを！東京プロジェクト（ステージ型）」

<https://cfa-stage.jp>

### Q6—3 募集件数は300件とありますが、先着順での受付ですか。

A6—3 先着順ではありません。令和2年6月29日（月）～7月10日（金）の応募受付期間中にメールにて必要な書類をご提出ください。なお、提出締め切り日直前は、応募が大変混み合いますので、直前の提出を避けた早めのご提出をお願いします。応募締め切り後、外部有識者等による審査を行い、300件を採択する予定です。

### Q6—4 メール以外での応募方法はありますか。

A6—4 郵送でも受け付けますが、できるだけメールでご提出いただきますようお願いいたします。

なお、郵送の場合は、応募に必要な書類一式の電子データが入ったCD-Rを必ず同封の上、簡易書留など発送記録が確認できる方法で送付してください。また、着払いを受け付けませんのでご了承ください。

なお、CD-Rの提出がない場合は、審査対象外となりますのでご注意ください。

### Q6—5 同一団体から複数の企画に応募することは可能ですか。

A6—5 応募は、同一団体から何件でも可能です。ただし、採択されるのは一団体につき原則として1件となります。なお、出演者として、複数の企画に参加いただくことは可能です。

### Q6—6 応募団体の構成員以外の方が参加することは可能ですか。

A6—6 可能です。

### Q6—7 同じ人が複数の企画に参加することは可能ですか。

A6—7 可能です。

### Q6—8 応募書類は、押印する必要がありますか。

A6—8 応募の時点では、すべての書類に押印の必要はありません。



**Q6— 9 現在、アーツカウンシル東京の助成プログラムで助成を受けているのですが、応募できますか。**

(旧)

A6— 9 現在、東京都及び公益財団法人東京都歴史文化財団の実施するいずれかの助成プログラムで助成を受けている団体であっても、助成対象事業と異なる企画であれば応募可能です。  
同一の企画についても応募は可能ですが、助成と本支援の両方を受けることはできません（採択決定後にどちらかを選ぶ必要があります）。

⇒ (新)

A6— 9 現在、アーツカウンシル東京の助成プログラムで助成を受けている団体であっても、助成対象事業と異なる企画であれば応募可能です。  
同一の企画についても応募は可能ですが、助成と本支援の両方を受けることはできません（採択決定後にどちらかを選ぶ必要があります）。

**Q6— 10 応募書類が届いているか、確認できますか。**

A6— 10 メールで応募された場合は、事務局から自動返信メールが届くことになっていますが、届いていない場合には、事務局へお問い合わせください。郵送で応募された場合は、簡易書留など発送記録が確認できる方法で送付をお願いしますので、発送記録をご自身でご確認の上、事務局へお問い合わせください。

**Q6— 11 応募書類の一部を変更したいのですが、応募受付期間中であれば可能でしょうか。**

A6— 11 応募受付期間中であってもご提出いただいた書類の一部を変更することはできませんので、再度応募に必要な全ての書類一式を応募受付期間中にお送りください。

**Q6— 12 令和2年2月以降に都内で予定していた公演が中止となったことを証明するものがないのですが、どのようにすればよいでしょうか。**

A6— 12 会場をキャンセルした証明書や中止となったことがわかるWEBのページ等、証明できるものがない場合は、応募を受け付けられません。

**Q6— 13 事前に企画申込書・概要書の記載内容について相談することはできますか。**

A6— 13 企画内容の相談は受け付けられません。応募書類の記入方法等については、記入例を参照してください。

**Q6— 14 企画の審査はどのような視点で行われますか。**

A6— 14 審査は新型コロナウイルス感染症の影響により東京都内で予定していた公演の中止・延期の有無などの応募要件精査のほか、創造性（創作に対する意欲がうかがえるか）、適時性（新しい日常における鑑賞環境を意識した企画となっているか）、実現性（今回の企画の実現性が担保されているか）などの視点で、外部有識者等により審査を行います。

**Q6— 15 採択はいつ決まりますか。**

A6— 15 令和2年8月下旬頃を予定しています。審査結果は、採択、不採択にかかわらず、すべての応募団体に対し、書面で通知します。なお、採択が決まった企画の応募団体に対しては、あらかじめメールで通知を行う予定です。

## 7 動画配信について

### Q7ー1 動画撮影・編集などに関する支援とはどのようなものですか。

A7ー1 企画の上演の様子を、動画撮影し30分程度の動画作品に編集する手配及び費用負担を事務局が行います。なお、事務局にて動画を編集する際は、各団体と編集方針を調整の上、動画内容を確認しながら作成します。ただし、動画の修正は2回までとします。また、動画を配信するにあたり、必要な場合は、事務局が配信についてのアドバイスをを行うなどのサポートも行います。

### Q7ー2 動画撮影・編集を自ら手配することは可能でしょうか。その場合、費用負担はしてもらえますか。

A7ー2 可能です。採択後、事務局にご相談ください。その際は、応募団体が手配する映像制作業者に対し、事務局から費用をお支払いします。1件あたり60万円（税込）を上限とします。

### Q7ー3 動画の撮影・編集の依頼や編集動画データのやり取りなどはどのようにすればよいですか。

A7ー3 詳細は採択後にご説明します。

### Q7ー4 予定している公演の上演時間が2時間です。応募要件にある30分程度の動画作品に編集することが困難な場合はどうすればよいですか。

A7ー4 本事業の専用サイトへ掲載する動画は、30分程度に編集された動画作品としていただきます。なお、本事業の専用サイトへ掲載する動画作品とは別に、各団体が同上演について別途動画を作成し、配信いただくことは可能です。

### Q7ー5 動画配信は、無料で行う必要がありますか。

A7ー5 各団体で行う動画配信は、無料である必要はありません。ただし、本事業の専用サイトには、30分程度に編集した動画作品を一定期間（1年程度）無料配信しますので、その掲出期間中において、全く同じ動画作品を有料で配信することは避けてください。なお、本事業の専用サイトへ掲載する動画作品とは別に、各団体が同上演について別途動画を作成し、有料配信することは可能です。

### Q7ー6 公演当日に生ライブ配信することは可能ですか。

A7ー6 可能です。ただし、本事業の専用サイトへ掲載する動画作品は30分程度に編集したものとなります。また、応募に必要な書類の中に、配信方法を記載する項目がありますので、その旨をご記載ください。

### Q7ー7 事務局で作った動画作品を自分でも公表してもよいでしょうか。

A7ー7 完成した動画作品は、各団体のウェブサイト等で配信していただけます。ただし、本事業の専用サイトには、30分程度に編集した動画作品を一定期間（1年程度）無料配信しますので、その掲出期間中は、本事業の専用サイトに掲載する動画作品と全く同じ動画作品を有料で配信することは避けてください。

**Q7ー8 動画配信先の指定はありますか。**

A7ー8 本事業の専用サイトはYouTubeを利用する予定ですので、30分程度に編集した動画作品は、「YouTube」にアップロードしていただく必要があります。なお、団体独自に動画作品を配信する場合の指定はありませんが、応募に必要な書類の中に、配信方法を記載する項目がありますので、どの動画配信先で配信を予定しているかをご記載ください。

**Q7ー9 いつまでに動画をアップロードする必要がありますか。**

A7ー9 各団体において、企画の上演後、2か月以内に動画作品を「YouTube」にアップロードしてください。アップロードの最終期限は、令和3年2月末となります。

**Q7ー10 団体に動画を撮影・編集する場合、配信用の動画はどのように提出するのでしょうか。**

A7ー10 各団体にて動画を撮影・編集される場合は、動画が編集できた時点で、事務局に事前に内容確認のため、データをご送付ください。事務局で必要事項を確認し、問題がなければ、各団体にて「YouTube」にアップロードしていただき、そのURLをお知らせいただき、提出完了となります。

**Q7ー11 著作権等の権利処理の対応はどのようにしたらよいでしょうか。**

A7ー11 応募規約に記載の通り、使用楽曲等の著作権対応は応募団体にて適切に行ってください。企画の上演の際に、楽曲を使用される場合には、一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）等の音楽の著作権を管理する団体へ申請の必要がある可能性があります。また、本事業の専用サイトでの動画作品の配信は、「YouTube」を利用する予定となっており、YouTubeでは一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）とJASRAC管理楽曲に関する包括的な利用許諾契約を締結していますが、例外となる楽曲もありますので、詳細についてはYouTubeやJASRAC等にご確認ください。

## 8 その他

**Q8ー1 個人型の再応募の情報について教えてください。**

A8ー1 「アートにエールを！東京プロジェクト（個人型）事務局」 03-4570-1366 へお問い合わせください。

**Q8ー2 「採択者向け説明会」の詳細を教えてください。**

A8ー2 令和2年8月下旬頃に、採択団体に向けて、支援金の支払いから動画作品の配信にいたるまでの内容を説明する予定です。説明動画をご確認いただき、質問を受け付ける形で実施する予定です。詳細については、採択が決定した団体の皆さまへお知らせします。

**Q8ー3 動画配信を行った後に提出する「実施報告書」のフォーマットはありますか。**

A8ー3 採択された団体へは、定型フォーマットを別途お渡します。なお、記載いただく項目は、企画の上演の実施概要、動画配信結果の報告等を予定しています。

- Q8—4 採択後、企画を上演する際に、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、再度緊急事態宣言が発令された場合にはどうすればよいですか。**
- A8—4 緊急事態宣言の発令など、新型コロナウイルス感染症拡大の状況等により、募集要項及び応募規約に記載の日程、内容等が変更となる場合には、別途、お知らせします。